随意契約(相手方指定)調書

件 名	修繕契約(瑞光にこにこすくーる空調設備修繕) No.5200683
工(納)期	令和5年12月28日
契約締結日	令和5年12月4日
契約金額	1,100,00円(消費税込み)

契約相手方	株式会社スリーアイ
	(法人番号:8011501018225)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

契約審査委員会資料

経理課契約係 R5. 11. 30

業者選定理由書

件 名	修繕契約(瑞光にこにこすく一る空調設備修繕)
指定業者(案)	名 称 株式会社スリーアイ 所在地 東京都荒川区西日暮里二丁目31番5号 代表者 代表取締役 森田 一好
指定理由	本件は、瑞光にこにこすく一るの空調機が老朽化により正常に作動しなくなったことに伴い、利用児童の活動環境整備のため、緊急で修繕を実施するものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、当該空調機の設置業者であり、本施設の設備状況を熟知している。また、本件の故障原因の確認を行っており、施工前の詳細調査を要しないことから作業期間を大幅に短縮可能であり、今年度に実施した本施設の冷暖房機設備改修工事の履行状況も良好であったことから、効率的で確実な実施が期待できる。 以上の理由から、早急な契約締結、及び限られた期間内での確実な履行を担保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)を適用し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 (緊急の必要により競争入札に付することができないとき)